

PICK UP

※市政ピックアップ



雪害事故を防止しましょう

●お問い合わせ／市危機管理課
危機管理係 ☎26-5701
山形県企画振興部市町村課
☎023-630-2680

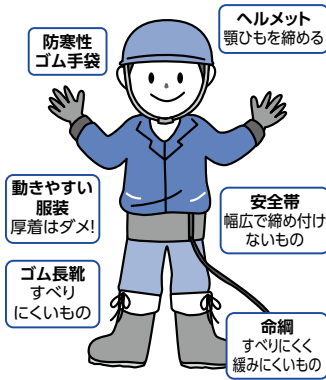
1月24日(金)から2月9日(日)は、

雪害事故防止週間です。雪による事故被害の原因で最も多いのは、自宅などの雪下ろし中の事故で、全体の約6割を占めています。中でも高齢者の方が事故に遭うケースが多くなっています。

次のポイントに注意して、安全に雪下ろし作業を行いましょ。

- 雪下ろしの「8つの重要ポイント」
- 屋根の雪の緩みに注意する
- ヘルメットをかぶり安全な服装で作業する
- 命綱を使う
- はしごはしっかりと固定する
- 使いやすい除雪道具を使う
- 2人以上で作業する
- 無理な作業はしない
- 足場はいつも注意する

●安全な服装とは…



冬季間(1月～3月)の献血にご協力を

「はたちの献血」キャンペーン実施中
●お問い合わせ／市健康課健康係
☎24-5733

冬は献血者が減少します

医療に必要な輸血用血液は、献血で賄われていますが、冬から春先にかけて、風邪などで体調を崩す人が多く、献血者の減少による輸血用血液の不足が懸念されます。

若い世代の協力が必要です

厚生労働省では、新年に成人式を迎える二十歳の若者を中心に、献血への理解と協力を訴える「はたちの献血」キャンペーン(1月1日～2月28日)を実施しています。本市でも若い世代をはじめとする皆さんの献血をお待ちしています。病气やけがで苦しむ多くの人たちを守るには、皆さん一人ひとりの献血という愛の贈り物です。皆さんのご協力をお願いします。

◆2月の献血日程は本紙6ページを参照してください。献血日程は本紙16日号に掲載しているほか、ホームページや酒田エフエム放送でもお知らせしています。

酒田市雇用創造協議会 セミナー参加者募集

●お問い合わせ／酒田市雇用創造協議会事務局 ☎43-8755

【①求職者向け】

セミナー	開催日	時間	内容	申込締切
ビジネスお役立ちセミナー	Aコース	2/12(水)	9:00～15:00	2/10(月)
	Bコース	2/13(木)～14(金)		
コンタクトセンター就職支援セミナー	2/4(火)～7(金) 4日間受講可能な方		コンタクトセンターに就職するための必要なスキル全般を学ぶ(電話応対法、パソコンスキルアップ、施設見学など)	1/31(金)

対象／市内企業に就職や転職を希望する方、または本市で創業を希望する方(在職中で転職希望を含む) ▶定員／各セミナー先着15人程度 ▶費用／無料

【②事業主向け】

セミナー	開催日	時間	内容	申込締切
企業の魅力アップのために!社員が安心して働ける会社作りセミナー	2/6(木)、2/25(火)	13:30～15:30	労働局雇用均等室に寄せられる相談内容から、雇用行政の対応、法律、企業の取り組み方法、助成金などを知り、従業員の定着方法、職場環境の改善の方法を学ぶ ◆2/25(火)は市内の企業を視察。	2/4(火)

対象／本市に事業所がある方(基本的に両日参加できる方) ▶定員／10社～20社程度

【①②共通】場所／申し込みの際に確認してください ▶費用／無料 ▶申し込み／同協議会事務局へ ☎43-8755 FAX22-7522 Eメールsakata-koyou@bz04.plala.or.jp

平成26年度 市・県民税の改正点について

●お問い合わせ / 市税務課市民税係 ☎26-5712~5714

市・県民税に係る均等割の額が変わります

法律の施行に伴い、緊急防災事業の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度の各年度の市・県民税の均等割の税額が年額1,000円(市町村民税500円、県民税500円)引き上げられます。

～平成25年度		➔	平成26年度～平成35年度	
個人市町村民税	3,000円		個人市町村民税	3,500円
個人県民税(※)	2,000円	個人県民税(※)	2,500円	
合計	5,000円	合計	6,000円	

※やまがた緑環境税(1,000円)が含まれます

給与所得控除に上限が設けられました

平成25年1月1日以後に支払われた給与などで、その年中の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除について、245万円の上限が設けられました。

【改正前】		➔	【改正後】	
給与収入金額(A)	給与所得金額		給与収入金額(A)	給与所得金額
10,000,000円超	(A)×0.95-1,700,000円	10,000,000円超～15,000,000円	(A)×0.95-1,700,000円	
		15,000,000円超	(A)-2,450,000円	

給与所得者の特定支出控除について範囲などが見直されます

(1) 特定支出の範囲の拡大

次に掲げる支出が追加されました。

- 職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費
- 図書の購入費、職場で着用する衣服の衣服費、職務に通常必要な交際費で、職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者による証明がされたもの(上限65万円)

(2) 特定支出控除の適用判定・計算方法の見直し

給与所得金額 計算方法 【改正前】	給与所得金額 計算方法 【改正後】	
給与収入金額-給与所得控除額- (特定支出額の合計額-125万円)	給与収入金額が1,500万円以下	給与収入金額-給与所得控除額- (特定支出額の合計額-給与所得控除額×1/2)
	給与収入金額が1,500万円超	給与収入金額-給与所得控除額245万円- (特定支出額の合計額-125万円)

ふるさと寄附金税額控除額が見直されます

地方公共団体に寄附(ふるさと寄附)を行った場合、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除により、寄附金額のうち2,000円を超える額について控除できる仕組みとなっています。

平成25年から国税で復興特別所得税(2.1%)が課税されることに伴い、所得税で寄附金控除の適用を受ける場合、平成26年度課税分からふるさと寄附金に係る住民税の特例控除額に復興特別所得税(2.1%)分が加算されます。

●ふるさと寄附金控除イメージ

平成25年度課税分まで 【改正前】			
控除対象の寄附金額(総所得金額の30%が限度)			
個人住民税特例控除額※1 (寄附金額-2,000円)× (90%-所得税の税率※2)	個人住民税基本控除額 (寄附金額-2,000円)×10%	所得税寄附金控除 (寄附金額-2,000円) ×所得税の税率	負担分 2,000円
平成26年度課税分から 【改正後】			
控除対象の寄附金額(総所得金額の30%が限度)			
個人住民税特例控除額※1 (寄附金額-2,000円)×(90%- 所得税の税率※2)×1.021	個人住民税基本控除額 (寄附金額-2,000円)×10%	所得税寄附金控除 (寄附金額-2,000円) ×所得税の税率	負担分 2,000円

※1 個人住民税特例控除額は個人住民税所得割額の10%が限度です
 ※2 所得税の税率は課税所得金額によって変動します(0%～40%)

モデルケース

給与収入700万円の方が自治体に30,000円寄付した場合
(所得税率10%※2、住民税所得割30,000円と仮定)

寄附金額 30,000円			
個人住民税 特例控除額※1 (30,000円- 2,000円)× (90%-10%) ×1.021=22,871円	個人住民税 基本控除額 (30,000円- 2,000円)×10% =2,800円	所得税 寄附金控除 (30,000円- 2,000円)×10% =2,800円	負担分 2,000円
住民税から控除 25,671円		所得税から控除 2,800円	
住民税・所得税あわせて28,471円控除			